

東海発電所 原子炉施設保安規定
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表

2020年9月4日

日本原子力発電株式会社

目 次

資料①「東海発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」	．．．．． 1
別冊「東海発電所原子炉施設保安規定 変更に対する設置許可との整合性確認資料」	．．．．． 4

東海発電所 原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等 整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則			
第1条 目的	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条 基本方針	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第3条 関係法令及び保安規定の遵守	○ (本文十一号)	○	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号(5)(i) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)において規定しており、保安規定記載はこれに整合している。
第2章 品質保証			
第4条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制			
第1節 組織及び職務			
第5条 保安に関する組織	○ (本文十一号)	○	本文十一号(5)(v) 責任、権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第6条 保安に関する職務	○ (本文十一号)	○	本文十一号(5)(v) 責任、権限及びコミュニケーション、(8)(ii)d. 機器等の検査において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会			
第7条 委員会の設置及び組織	－	○※	※番号の変更のみ 東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第8条 委員会の審議事項	－	○※	※用語の変更のみ(保守管理 → 施設管理) 東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第3節 廃止措置主任者			
第9条 廃止措置主任者の選任	○ (本文十一号)	○	本文十一号において、要員の力量の確保及び教育訓練について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第10条 廃止措置主任者の職務等	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4章 廃止措置管理			
第11条 原子炉領域の解体の禁止	○ (本文十一号)	－	本文十一号において、個別業務の実施について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第12条 工事の計画及び実施	○ (本文九号、十一号)	－	本文十一号において、個別業務の実施について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 本文九号において放射線防護に関する基本方針及び放射性廃棄物の廃棄に関する事項について記載されており、保安規定記載をこれに整合している。
第13条 安全貯蔵措置	○ (本文十一号)	－	本文十一号において、個別業務の実施について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
13条の2 施設運用管理業務	○ (本文十一号)	○	本文十一号において、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めること及び個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第14条 廃止措置中の巡視	○ (本文十一号)	○	本文十一号において、個別業務の実施について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第15条 工事完了の報告	○ (本文十一号)	－	本文十一号において、個別業務の実施について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第16条 廃止措置中の地震・火災等発生時の対応	○ (本文十一号)	○	本文十一号において、資源が利用できる体制の確保、要員の力量の確保及び教育訓練について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第17条 管理区域内の工事解体物の分別	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第17条の2 使用済燃料冷却池での放射性固体廃棄物の管理	－	○※	※フォントの修正のみ
第18条 廃止措置工事で発生した放射性固体廃棄物の管理	○ (本文九号)	－	本文九号において放射性廃棄物の廃棄に関する事項について記載されており、保安規定の記載をこれに整合している。
第19条 放射性物質として扱う必要のない物の管理	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第19条の2 管理区域内の工事解体物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理	－	○※	※条番号の変更のみ
第5章 放射性廃棄物管理			
第20条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文九号)	○	本文九号において放射線防護に関する基本方針について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第20条の2 頻度の定義	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

東海発電所 原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等 整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第21条	放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号(2)E)	○	本文五号(2)E(放射性廃棄物の廃棄施設)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第21条の2	放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等	－	－	
第21条の3	放射能濃度確認対象物の管理	－	－	
第21条の4	管理区域内の工事解体物以外の「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第21条の5	事故由来放射性物質の降下物の影響確認及び所外搬出等の管理	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第21条の6	輸入廃棄物の管理	○ (本文八号)	○	本文八号に、海外での再処理に係る事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第22条	放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号(2)E)	－	本文五号(2)E(放射性廃棄物の廃棄施設)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第23条	放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号(2)E)	－	本文五号(2)E(放射性廃棄物の廃棄施設)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第24条	放出管理用計測器の管理	○ (本文五号(2)F、十一号)	○	本文五号(2)F(放射線管理施設)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 本文十一号の監視測定のための設備の管理に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第6章 放射線管理				
第25条	放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号)	○	本文九号において放射線防護に関する基本方針について記載されており、保安規定の記載をこれに整合している。
第25条の2	頻度の定義	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第26条	管理区域の設定及び解除	○ (本文九号)	－	本文九号のイの(2)管理区域及び周辺監視区域の設定に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第27条	管理区域内における区域区分	○ (本文九号)	－	本文九号のイの(2)管理区域及び周辺監視区域の設定に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第28条	管理区域内における特別措置	○ (本文九号)	－	本文九号のイの(2)管理区域及び周辺監視区域の設定に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第29条	管理区域への出入管理	○ (本文九号)	－	本文九号のイの(2)管理区域及び周辺監視区域の設定に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第30条	管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号)	－	本文九号のイの(2)管理区域及び周辺監視区域の設定に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第31条	周辺監視区域	○ (本文九号)	－	本文九号のイの(2)管理区域及び周辺監視区域の設定に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第32条	放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号)	○	本文九号のイの(4)個人被ばく管理に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第33条	床、壁等の除染	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第33条の2	平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号)	○	本文九号のイの(6)空間放射線量等の監視に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第34条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号)	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 本文九号のイの(6)空間放射線量等の監視に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第35条	放射線計測器類の管理	○ (本文九号、十一号)	○	本文九号の個人被ばく管理及び空間放射線量等の監視に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 本文十一号の監視測定のための設備の管理に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第36条	管理区域外等への搬出及び運搬	○ (本文九号)	○※	※運搬前の遵守事項の記述を明確化した。 本文九号のイの(3)管理区域内の管理に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第37条	発電所外への運搬	○ (本文九号)	○※	※運搬前の遵守事項の記述を明確化した。 本文九号のロの(4)固体廃棄物処理に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第38条	協力企業の放射線防護	○ (本文九号)	－	本文九号のイの(4)個人被ばく管理に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

東海発電所 原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等 整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第39条	削除	－	－	－
第7章 施設管理				
第40条	施設管理計画	○ (本文十一号)	○	本文十一号において、個別業務の実施について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第40条の2	設計管理	○ (本文十一号)	○	本文十一号の設計開発に用いる情報に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第40条の3	作業管理	○ (本文十一号)	○	本文十一号において、個別業務の実施について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第40条の4	使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号の使用前事業者検査等に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第40条の5	定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号の使用前事業者検査等に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第41条	削除	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第8章 非常時の措置				
第42条	原子力防災組織	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第43条	原子力防災組織の要員	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第43条の2	緊急作業従事者の選定	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第44条	原子力防災資機材等	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第45条	通報経路	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第46条	原子力防災訓練	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第47条	通報	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第48条	非常事態の宣言	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第49条	応急措置	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第50条	非常時における活動	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第50条の2	緊急作業従事者の線量管理等	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第51条	非常事態の解除	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第9章 保安教育				
第52条	所員への保安教育	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第53条	協力企業従業員への保安教育	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第10章 記録及び報告				
第54条	記録	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第55条	報告	－	○	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
添付				
添付1	管理区域図	－	○	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 発電所に係る保安に関する組織は、図5のとおりとする。</p> <p>図5</p> <p>(本店)</p> <p>監査管理責任者(考査・品質監査室長)</p> <p>社長</p> <p>実施部門管理責任者(安全室担当取締役)</p> <p>原子炉施設保安委員会</p> <p>考査・品質監査室</p> <p>安全室</p> <p>地域共生・広報室</p> <p>総務室</p> <p>経理・資材室</p> <p>廃止措置プロジェクト推進室</p> <p>開発計画室</p> <p>発電管理室</p> <p>※1→</p> <p>※2→</p> <p>(発電所)</p> <p>廃止措置主任者</p> <p>※1→ 発電所長</p> <p>所長代理</p> <p>副所長</p> <p>次長</p> <p>原子炉施設保安運営委員会</p> <p>廃止措置室</p> <p>安全管理室</p> <p>廃止措置管理グループ</p> <p>廃止措置工事グループ</p> <p>廃止措置廃棄物管理グループ</p> <p>放射線・化学管理グループ</p> <p>保修室</p> <p>保守運営グループ</p> <p>保守総括グループ</p> <p>電気・制御グループ</p> <p>機械グループ</p> <p>土木建築室</p> <p>土木運営グループ</p> <p>土木グループ</p> <p>建築グループ</p> <p>技術センター</p> <p>工務・設備診断グループ</p> <p>直営電気・制御グループ</p> <p>直営機械グループ</p> <p>総務室</p> <p>総務グループ</p> <p>経理グループ</p> <p>安全・防災室</p> <p>施設防護グループ</p> <p>安全・防災グループ</p> <p>品質保証室</p> <p>品質保証グループ</p> <p>検査グループ</p> <p>運営管理室</p> <p>保安運営グループ</p> <p>プラント管理グループ</p> <p>各室(技術センターを含む)には室長(センター長)を含む、各グループにはマネージャーを置く。</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(5) 経営責任者等の責任</p> <p>(v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>b. 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(a) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。</p> <p>(a-1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(a-2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(a-3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(a-4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>c. 管理者</p> <p>(a) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(a-1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(a-2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(a-3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>(a-4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>(a-5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(b) 管理者は、(a)の責任及び権限の範囲におい</p>	<p>本文十一号において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>て、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(b-1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(b-2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(b-3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(b-4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(b-5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(c) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>d. 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(a) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（保安に関する職務） 第6条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下「所長」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「東海発電所事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。 (2) 実施部門管理責任者は、発電所に係る品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を総括する。 (3) 監査管理責任者は、発電所に係る品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムにおける内部監査活動を総括する。 (4) 安全室長は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持し、及び育成するための活動を推進する。 (5) 考査・品質監査室長は、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を行う。 (6) 廃止措置プロジェクト推進室長は、品質マネジメントシステムに関係する原子炉施設の運用及び保守に係る計画、管理及び調整に関する業務、廃止措置に係る計画、管理及び調整に関する業務、非常時の措置の総括に関する業務並びに輸入廃棄物の検査に関する業務を行う。 (7) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに関係する輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。 (8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。 イ. 地域共生・広報室長は、品質マネジメントシステムに係る地域住民等とのコミュニケーション及び安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。 ロ. 総務室長（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。 ハ. 経理・資材室長は、品質マネジメントシステムに係るす</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (5) 経営責任者等の責任 (v) 責任、権限及びコミュニケーション a. 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 b. 品質マネジメントシステム管理責任者 (a) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。 (a-1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 (a-2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 (a-3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 (a-4) 関係法令を遵守すること。 c. 管理者 (a) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 (a-1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 (a-2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 (a-3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 (a-4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 (a-5) 関係法令を遵守すること。 (b) 管理者は、(a)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発</p>	<p>本文十一号において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ. 開発計画室長は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 所長代理、副所長及び次長は、発電所における保安に関する業務について、所長を補佐するため置くことができ、所長が業務を遂行できない場合は、所長代理、副所長、次長の順でその職務を代行できる。</p> <p>(3) 廃止措置室長は、廃止措置工事の管理、廃止措置に係る廃棄物の管理、原子炉施設の運用管理及び「放射性物質として扱う必要のない物」に関する業務を統括するとともに、工事計画の作成、安全貯蔵措置管理要領の作成及び放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等に関する業務を行う。</p> <p>(4) 廃止措置管理グループマネージャーは、廃止措置室の運営管理、並びに原子炉施設の運用管理及び運転に関する業務を行う。</p> <p>(5) 廃止措置工事グループマネージャーは、廃止措置工事の管理及び廃止措置工事で発生した「放射性廃棄物でない廃棄物」*1の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置廃棄物管理グループマネージャーは、廃止措置に係る廃棄物及び「放射性物質として扱う必要のない物」に関する業務（放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等の業務を除く。）並びに「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断基準の策定に関する業務を行う。</p> <p>(7) 安全管理室長は、化学管理、放射線管理及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理に関する業務及び安全管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 保守室長は、原子炉施設に係る電気、計測制御関係設備及び機械設備の施設管理に関する業務（廃止措置室長、技術センター長及び安全管理室長所管業務を除く。）を統括する。</p> <p>(10) 保守運営グループマネージャーは、保守室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 保守総括グループマネージャーは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p>	<p>揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(b-1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(b-2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(b-3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(b-4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(b-5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(c) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>d. 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(a) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(8) 評価及び改善</p> <p>(ii) 監視及び測定</p> <p>d. 機器等の検査等 (中略)</p> <p>(e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(12)電気・制御グループマネージャーは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(13)機械グループマネージャーは、原子炉施設のうち機械関係設備の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(14)土木建築室長は、原子炉施設に係る建物及び構築物の施設管理に関する業務を総括する。</p> <p>(15)土建運営グループマネージャーは、土木建築室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(16)土木グループマネージャーは、原子炉施設のうち構築物の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17)建築グループマネージャーは、原子炉施設のうち建物の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(18)技術センター長は、原子炉施設の保全の実施のうち、保守室長に指定された範囲の保全業務を統括する。</p> <p>(19)工務・設備診断グループマネージャーは、電気・制御グループ又は機械グループに指定された範囲の原子炉施設の保全のうち設備診断の実施に関する業務及び技術センターの運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(20)直営電気・制御グループマネージャーは、電気・制御グループに指定された範囲の原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21)直営機械グループマネージャーは、機械グループに指定された範囲の原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(22)総務室長（発電所）（以下「総務室長」という。）は、保安教育の総括、文書管理及び資材業務に関する業務を統括する。</p> <p>(23)総務グループマネージャーは、保安教育の総括、文書管理及び総務室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(24)経理グループマネージャーは、資材業務に関する業務を行う。</p> <p>(25)安全・防災室長は、非常時の措置及び労働安全衛生管理に関する業務を統括する。</p> <p>(26)防護グループマネージャーは、警備及び安全・防災室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(27)安全・防災グループマネージャーは、非常時の措置及び労働安全衛生管理に関する業務を行う。</p>	<p>及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(28)品質保証室長は、品質保証活動の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(29)品質保証グループマネージャーは、品質保証活動の管理に関する業務及び品質保証室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(30)検査グループマネージャーは、使用前事業者検査等の検査の管理に関する業務を行う。</p> <p>(31)運営管理室長は、原子炉施設の運営管理の総括に関する業務を統括する。</p> <p>(32)保安運営グループマネージャーは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(33)プラント管理グループマネージャーは、原子炉施設の運転保守計画及び管理並びに技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(34)各マネージャーは、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(35)各マネージャーは、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(36)各マネージャーは、廃止措置工事で発生したもの以外の「放射性廃棄物でない廃棄物」の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>※1：管理区域内の解体物であって放射性物質によって汚染されていない廃棄物をいう。以下同じ。</p> <p>3. <u>その他関係する部門の長は、別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。</u></p>		

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(廃止措置主任者の選任) 第9条 総務室長（本店）は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有する者であって、以下の(1)から(5)のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。 <u>(1)原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務</u> <u>(2)原子炉施設の運転に関する業務</u> <u>(3)原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</u> <u>(4)原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</u> <u>(5)原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</u></p> <p>2. 廃止措置主任者は、能力等級特3級以上又は役割ランク3号以上の者から選任する。</p> <p>3. 廃止措置主任者には、代行者を置くことができる。</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (6)資源の管理 (ii)要員の力量の確保及び教育訓練 a. 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。 b. 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 (a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること (b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること (c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること (d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること (d-1) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (d-2) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (d-3) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 (e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること</p>	<p>本文十一号において、要員の力量の確保及び教育訓練について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第4章 廃止措置管理 （施設運用管理業務） 13条の2 廃止措置管理グループマネージャーは、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するため、施設運用管理に関する次の各号の業務を実施する。 <u>(1)原子炉施設の施設運用に関する次の業務を実施する。</u> (a)廃止措置管理グループマネージャーは、施設運用操作（系統管理を含む）に係る事項を定め運用する。 (b)廃止措置管理グループマネージャーは、原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。原子炉施設の設備故障の対応内容を定め運用する。 <u>(2)廃止措置管理グループマネージャーは、施設運用操作（系統管理を含む）が必要な場合は、関係する各マネージャーの依頼に基づき、(1)(a)による施設運用操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係する各マネージャーは、廃止措置管理グループマネージャーから引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</u></p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (5)経営責任者等の責任 (v)責任、権限及びコミュニケーション a. 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (7)個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (i)個別業務に必要なプロセスの計画 a. 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 b. 組織は、a. の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 c. 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (a)個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (b)機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 (c)機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 (d)使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） (e)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 d. 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	<p>本文十一号において、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めること及び個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(廃止措置中の巡視) 第14条 廃止措置管理グループマネージャーは、第8条第2項の廃止措置管理に関する手順に基づき、1週間に1回以上、廃止措置対象施設を巡視する。実施においては、第40条の3（作業管理）に定める観点を含めて行う。</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(i) 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>a. 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>b. 組織は、a. の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>c. 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>(b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>(c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>(d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>(e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>d. 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>(v) 個別業務の管理</p> <p>a. 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(a) 発電用原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること</p> <p>(b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること</p> <p>(c) 当該個別業務に見合う設備を使用しているこ</p>	<p>本文十一号において、個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>と</p> <p>(d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること</p> <p>(e) (8), (ii), c. に基づき監視測定を実施していること</p> <p>(f) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること</p> <p>b. 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(a) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(b) 組織は、(a)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(a)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(c) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(d) 組織は、(a)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>(d-1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>(d-2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>(d-3) 妥当性確認の方法</p> <p>c. 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(a) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(b) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>d. 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>e. 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(廃止措置中の地震・火災等発生時の対応)</p> <p>第16条 各マネージャーは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1)震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2)原子炉施設に火災が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1)安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行う発電所の要員として、11名以上（東海第二発電所と兼務）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(2)安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行うため、化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。（東海第二発電所と共用）</p> <p>(3)安全・防災グループマネージャーは、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(4)廃止措置管理グループマネージャーは、第14条（廃止措置中の巡視）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5)各マネージャーは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後、性能維持施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(6)安全・防災グループマネージャーは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3. 各マネージャーは、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるると判断した場合は、廃止措置室長に報告する。廃止措置室長は、所長、廃止措置主任者及び各室長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉施設の保安の措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(5)経営責任者等の責任</p> <p>(i)経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>a. 品質方針を定めること b. 品質目標が定められているようにすること c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること d. (5), (vi), a. に規定するマネジメントレビューを実施すること e. 資源が利用できる体制を確保すること f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること</p> <p>(6)資源の管理</p> <p>(ii)要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>a. 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>b. 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること (b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること (c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること (d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる</p>	<p>本文十一号において、資源が利用できる体制の確保、要員の力量の確保及び教育訓練について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>事項を認識しているようにすること</p> <ul style="list-style-type: none">(d-1) 品質目標の達成に向けた自らの貢献(d-2) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献(d-3) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性(e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</p> <p>第20条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針</p> <p>平常時の放射線管理の基本的考えとしては、1958年のICRPの勧告を考えこの勧告値を十分下廻るように考える。たとえば、職業人として、発電所管理場所、汚染場所で働く人の照射・吸入レベルは十分に監視し、平常時15mSv/yにおさえ、緊急時に対する留置線量とする（ICRPは50mSv/y）。また、ICRPのいう特殊グループ(B)－(C)グループに属する地域には、設計上居住民はなく、住民居住地域の線量はすべてICRPのいう(C)グループに対する線量0.5mSv/y以下となっているが、発電所敷地周辺はもとより、約15キロメートル付近に渡る各所の線量及び放射能濃度、汚染密度等を放射能観測車を用いて十分監視し、万全を期すようにしている。</p> <p>次に発電所内外の放射線管理の中心機関として、安全管理室を設け、発電所内外の必要な放射線、放射能レベル、廃棄物の放出レベル、個人の被ばく線量、持出物品の放射能レベル等一切の監視、記録等を行い、平常時及び事故時等に一般公衆及び所内各所に適切な指示警報、指導を与えるようなものとする。</p>	<p>本文九号において放射線防護に関する基本方針について記載されており、保安規定の記載をこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明								
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第21条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設に保管する。</p> <p>(1)第12条（工事の計画及び実施）第1項の工事（以下本条において「工事」という。）に伴って発生した放射性固体廃棄物（再生廃液、機器ドレン等の雑廃液及び原子炉内で照射された機器等は除く。）は、廃止措置工事グループマネージャーがドラム缶等の容器に封入し、放射線・化学管理グループマネージャーがドラム貯蔵庫又は固体廃棄物貯蔵庫（東海第二発電所との共用設備。以下「貯蔵庫」という。）に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができるが、固型化を行ってはならない。</p> <p>イ.焼却する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが雑固体廃棄物焼却設備（東海第二発電所との共用設備。以下同じ。）で焼却する。</p> <p>ロ.圧縮減容する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。</p> <p>(2)再生廃液、機器ドレン等の雑廃液は、廃止措置管理グループマネージャーが蒸発固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、固型化された雑廃液については、廃止措置管理グループマネージャーがセメント混練固化装置（東海第二発電所との共用設備。以下同じ。）でドラム缶に固化（セメントを用いて固型化）し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3)原子炉内で照射された機器等は、放射線・化学管理グループマネージャーが表21に示す貯蔵施設に保管する。</p> <p>ただし、封入又は遮蔽等の措置が行われたものは、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>なお、黒鉛スリーブ貯蔵庫に保管している機器等については、廃止措置管理グループマネージャーが雑固体廃棄物として取出し、容器に封入した上で、雑固体減容処理設備（東海第二発電所との共用設備。以下同じ。）で溶融・焼却することができる。また、溶融・焼却するまで必要に応じて放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p>	<p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造および設備</p> <p>(2) 原子炉施設の構造および設備はつぎのとおりです。</p> <p>E 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(C) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>a 概要</p> <p>固体廃棄物の主な発生源は、使用済グラファイト・スリーブ及びスプリッタ、液体廃棄物系からの固体廃棄物、各種フィルタエレメント及び紙、布等の雑固体廃棄物である。</p> <p>使用済グラファイト・スリーブ及びスプリッタは燃料棒から取り外した後、粉碎又は圧縮し、減容してから貯蔵庫又はバンカに貯蔵保管する。</p> <p>液体廃棄物の処理の結果発生する固体廃棄物は液体廃棄物処理設備のスラッジ貯蔵タンク及び蒸発器廃棄物バンカに貯蔵するか、又は東海第二発電所の固体廃棄物貯蔵庫A若しくはBに貯蔵保管する。</p> <p>可燃性の雑固体廃棄物は、圧縮減容し、ドラム缶に詰める等、放射性物質が飛散しないような措置を講じて、東海第二発電所の雑固体廃棄物焼却設備で焼却処理するか、低放射性固体廃棄物貯蔵庫、又は東海第二発電所の固体廃棄物貯蔵庫A若しくはBに貯蔵保管する。</p> <p>不燃性の雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは必要に応じて圧縮減容し、ドラム缶に詰める等放射性物質が飛散しないような措置を講じて、低放射性固体廃棄物貯蔵庫又は東海第二発電所の固体廃棄物貯蔵庫A若しくはBに貯蔵保管する。</p> <p>また、最終的に処分する場合には関係官庁の承認を受ける。</p> <p>b 主要左設備</p> <p>黒鉛スリーブ貯蔵庫</p> <table border="0"> <tr> <td>型式</td> <td>密閉型鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 1,100 m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約 600 m³ X 1基</td> </tr> </table>	型式	密閉型鉄筋コンクリート造	基数	2	容量	約 1,100 m ³		約 600 m ³ X 1基	<p>本文五号に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
型式	密閉型鉄筋コンクリート造									
基数	2									
容量	約 1,100 m ³									
	約 600 m ³ X 1基									

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(4)使用済樹脂及び使用済砂は、廃止措置管理グループマネージャーがスラッジ貯蔵タンクに保管する。 また、スラッジ貯蔵タンクに保管している使用済樹脂及び使用済砂については、廃止措置管理グループマネージャーが取出し、セメント混練固化装置でドラム缶に固化（セメントを用いて固型化）し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。なお、固型化するまで必要に応じて放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(5)その他の雑固体廃棄物は、各マネージャーがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、放射線・化学管理グループマネージャーがドラム貯蔵庫、貯蔵庫、サイトバンカ（イ）Bバンカ若しくはサイトバンカ（ロ）に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。</p> <p>ハ. 溶融・焼却する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが雑固体減容処理設備で溶融・焼却する。</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、発電所外に廃棄しようとする放射性固体廃棄物を固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリア（東海第二発電所との共用設備。以下本条において「搬出作業エリア」という。）に発電所外に廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、保管する。</p> <p>3. 各マネージャーは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ第54条（記録）表54-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>4. 廃止措置廃棄物管理グループマネージャー及び放射線・化学管理グループマネージャーは、工事で発生した放射性固体廃棄物について、次のとおり分別管理する。</p> <p>(1)廃止措置廃棄物管理グループマネージャーは、ドラム缶等の容器の表面線量率を測定することにより、放射性固体廃棄物の放射性物質濃度を求め、廃止措置計画に記載している放射</p>	<p>約 500 m³ X 1 基</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫 型式 密閉型鉄筋コンクリート造 基数 1 容量 約 90 m³</p> <p>燃料スワロー貯蔵庫 型式 密閉型鉄筋コンクリート造 基数 1 容量 約 120 m³</p> <p>サイトバンカ サイトバンカ（イ） 型式 バンカ 密閉型鉄筋コンクリート造 建屋 鉄骨造スレート葺平家建 基数 2 容量 高放射性固体廃棄物用バンカ 約 60 m³ X 1 基 低放射性固体廃棄物用バンカ 約 120 m³ X 1 基</p> <p>サイトバンカ（ロ） 型式 バンカ 密閉型鉄筋コンクリート造 建屋 鉄骨造鉄板張り 基数 1 容量 約 100 m³</p> <p>高放射性固体廃棄物貯蔵庫 型式 バンカ 密閉型鉄筋コンクリート造 建屋 鉄骨造鉄板張り 基数 2 容量 約 430 m³ 約 230 m³ X 1 基 約 200 m³ X 1 基</p> <p>低放射性固体廃棄物貯蔵庫 型式 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）平家建 基数 1 面積 約 420 m² 容量 約 1,600 本（ドラム缶）</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力 黒鉛スリーブ貯蔵庫は発生量の約 35 年分、燃料</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>能レベル区分別に、ドラム缶等の容器を区分し、放射線・化学管理グループマネージャーに通知する。</p> <p>(2)放射線・化学管理グループマネージャーは、(1)の区分結果を確認した上で、ドラム缶等の容器をドラム貯蔵庫又は貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3)廃止措置廃棄物管理グループマネージャーは、廃棄物の種類に応じて表面線量率から放射性物質濃度を求める際に必要となる核種組成比を定めるため、核種分析を行う。</p> <p>5. 廃止措置管理グループマネージャー及び放射線・化学管理グループマネージャーは、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1)放射線・化学管理グループマネージャーは、ドラム貯蔵庫、貯蔵庫及び搬出作業エリアにおける放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回ドラム貯蔵庫、貯蔵庫及び搬出作業エリアを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2)廃止措置管理グループマネージャーは、スラッジ貯蔵タンクにおける使用済樹脂及び使用済砂の保管状況を1週間に1回巡視するとともに3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(3)放射線・化学管理グループマネージャーは、サイトバンカ（イ）Bバンカ及びサイトバンカ（ロ）における放射性固体廃棄物並びに表2-1に示す貯蔵施設における原子炉内で照射された機器等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回巡視するとともに3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、ドラム貯蔵庫、貯蔵庫、搬出作業エリア及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>スワラー貯蔵庫は約20年分、固体廃棄物貯蔵庫は約20年分の貯蔵能力がある。またサイトバンカ（イ）は2基あり、そのうち1基（高放射性固体廃棄物用バンカ）は約6年分、他の1基（低放射性固体廃棄物用バンカ）は約4年分であり、サイトバンカ（ロ）は約20年分の貯蔵能力がある。高放射性固体廃棄物貯蔵庫は約15年分を貯蔵保管する能力がある。</p> <p>低放射性間体廃棄物貯蔵庫は発生するドラム缶の約2年分を貯蔵保管する能力がある。</p> <p>なお、必要がある場合にはこれらの増設を考慮する。</p> <p>また、液体廃棄物の蒸発固化装置から発生した固体廃棄物及び雑固体廃棄物の一部は、東海第二発電所の固体廃棄物貯蔵庫A又はBに貯蔵保管する。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>7. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1)法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2)容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3)法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4)容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(5)運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(6)車両を徐行させること</p> <p>(7)核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第7項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u>ただし、第27条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>9. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第27条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>10. 所長は、貯蔵庫、搬出作業エリア、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備及びセメント混練固化装置における放射性固体廃棄物の取扱いについて、東海第二発電所長とあらかじめ必要な事項を取り決めておく。</p> <p>11. 所長は、工事で発生した放射性固体廃棄物を発電所外へ廃棄してはならない。</p>		<p>・本文五号に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定の記載は整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>12. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 <u>(1)埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u> <u>(2)発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u> <u>(3)放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>13. 放射線・化学管理グループマネージャーは、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>14. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第13項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。 <u>(1)法令に適合する容器に封入されていること</u> <u>(2)法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u></p> <p>15. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第13項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第27条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>		<p>・本文五号に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定記載は整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（輸入廃棄物の管理）</u> <u>第21条の6</u> 発電管理室長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</p> <p>2. 発電管理室長は、前項において第5条に定める保安に関する組織のうち、発電管理室以外の室に対して、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることの確認を依頼し、依頼を受けた室は当該確認を行う。</p>	<p>八 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は「原子力の平和利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との協定」に基づき、British Nuclear Fuels Ltd. に委託し再処理を行いこれによって得られるプルトニウムは本邦に持ち帰るものとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転するときは、政府の承認を受けることとする。</p>	<p>本文八号に、海外での再処理に係る事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																
<p>(放出管理用計測器の管理) 第24条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表24に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、<u>定期的</u>に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表24</p> <table border="1" data-bbox="69 539 815 730"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当マネージャー</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td>2. (1) 放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台※1,2</td> </tr> <tr> <td>(2) 放射性気体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>排気筒粒子モニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：東海第二発電所と共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用と共用</p>	分類	計測器種類	担当マネージャー	数量	1. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台※1	2. (1) 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台※1,2	(2) 放射性気体廃棄物放出監視用計測器	排気筒粒子モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台	<p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造および設備 (2) 原子炉施設の構造および設備はつぎのとおりです。 F 放射線管理施設 (B) 屋外管理用の主要な設備の種類 排気筒モニタ 一式(東海第二発電所用を使用) 気象観測設備 一式(東海第二発電所用を使用) 周辺監視区域内外の固定モニタ 一式(東海第二発電所用を使用) 環境試料の分析装置及び放射能測定装置 一式(東海第二発電所用を使用) 放射能観測車 一式(東海第二発電所用を使用)</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (vi) 監視測定のための設備の管理 a. 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 b. 組織は、a. の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 c. 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること (b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること (c) 所要の調整がなされていること (d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること (e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること d. 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定</p>	<p>本文五号の屋外管理用の主要な設備の種類に記載があり、これに整合している。</p> <p>本文十一号の監視測定のための設備の管理に記載があり、これに整合している。</p>
分類	計測器種類	担当マネージャー	数量															
1. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台※1															
2. (1) 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台※1,2															
(2) 放射性気体廃棄物放出監視用計測器	排気筒粒子モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台															

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>e. 組織は、d. の場合において、当該監視測定のための設備及びd. の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>f. 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>g. 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p data-bbox="47 228 353 260">第6章 放射線管理管理</p> <p data-bbox="47 260 421 292">（放射線管理に係る基本方針）</p> <p data-bbox="47 292 824 387">第25条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p data-bbox="857 260 1554 292">九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p data-bbox="887 292 1637 355">イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p data-bbox="902 355 1301 387">(1) 放射線防護に関する基本方針</p> <p data-bbox="943 387 1637 770">平常時の放射線管理の基本的考えとしては、1958年のICRPの勧告を考えこの勧告値を十分下廻るように考える。たとえば、職業人として、発電所管理場所、汚染場所で働く人の照射・吸入レベルは十分に監視し、平常時15mSv/yにおさえ、緊急時に対する留置線量とする（ICRPは50mSv/y）。また、ICRPのいう特殊グループ(B)－(C)グループに属する地域には、設計上居住民はなく、住民居住地域の線量はすべてICRPのいう(C)グループに対する線量0.5mSv/y以下となっているが、発電所敷地周辺はもとより、約15キロメートル付近に渡る各所の線量及び放射能濃度、汚染密度等を放射能観測車を用いて十分監視し、万全を期すようにしている。</p> <p data-bbox="943 770 1637 962">次に発電所内外の放射線管理の中心機関として、安全管理室を設け、発電所内外の必要な放射線、放射能レベル、廃棄物の放出レベル、個人の被ばく線量、持出物品の放射能レベル等一切の監視、記録等を行い、平常時及び事故時等に一般公衆及び所内各所に適切な指示警報、指導を与えるようなものとする。</p>	<p data-bbox="1659 260 2186 355">本文九号において放射線防護に関する基本方針について記載されており、保安規定の記載をこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射線業務従事者の線量管理等) 第32条 各マネージャーは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表32に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (4) 個人被ばく管理 (i) 管理区域に立入る者には必ず電子式個人線量計を着用させる。 (ii) 安全管理室担当者は、電子式個人線量計の記録を行う。 (iii) 個人被ばく線量は最高15mSv/yとし、計画された線量を基として、これを超えるおそれのある時は、安全管理室担当者より指示が与えられる。 (iv) 日常運転保守員が常時居る場所以外のところに行く場合には、必ず携帯用のモニタ計器を携帯する。</p>	<p>本文九号のイの(4)個人被ばく管理に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(平常時の環境放射線モニタリング) <u>第33条の2</u> 放射線・化学管理グループマネージャーは、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p>	<p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (6) 空間放射線量等の監視 外部放射線量については、周辺監視区域境界付近及び周辺地域に設けるモニタリングポイントに熱蛍光線量計を配置し、これを3箇月毎に定期的に回収して線量を読み取ることにより測定する。 外部放射線量率は、周辺監視区域境界付近に設置したモニタリングポスト（シンチレーション式検出器）により連続測定する。</p>	<p>本文九号のイの(6)空間放射線量等の監視に記載があり、これに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第35条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表35に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(4) 個人被ばく管理</p> <p>(i) 管理区域に立入る者には必ず電子式個人線量計を着用させる。</p> <p>(ii) 安全管理室担当者は、電子式個人線量計の記録を行う。</p> <p>(iii) 個人被ばく線量は最高15mSv/yとし、計画された線量を基として、これを超えるおそれのある時は、安全管理室担当者より指示が与えられる。</p> <p>(iv) 日常運転保守員が常時居る場所以外のところに行く場合には、必ず携帯用のモニタ計器を携帯する。</p> <p>(6) 空間放射線量等の監視</p> <p>外部放射線量については、周辺監視区域境界付近及び周辺地域に設けるモニタリングポイントに熱蛍光線量計を配置し、これを3箇月毎に定期的に回収して線量を読み取ることにより測定する。</p> <p>外部放射線量率は、周辺監視区域境界付近に設置したモニタリングポスト（シンチレーション式検出器）により連続測定する。</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(vi) 監視測定のための設備の管理</p> <p>a. 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>b. 組織は、a. の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>c. 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は</p>	<p>本文九号の個人被ばく管理及び空間放射線量等の監視に記載があり、これに整合している。</p> <p>本文十一号の監視測定のための設備の管理に記載があり、これに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること</p> <p>(b)校正の状態が明確になるよう、識別されていること</p> <p>(c)所要の調整がなされていること</p> <p>(d)監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること</p> <p>(e)取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること</p> <p>d. 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>e. 組織は、d. の場合において、当該監視測定のための設備及びd. の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>f. 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>g. 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第36条 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質によって汚染された物（第21条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合、又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第21条（放射性固体廃棄物の管理）第7項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 安全管理室担当者により定期的及び随時に管理場所内の放射線レベルが測られる。</p> <p>(ii) 日常作業以外の作業を行う場合には、必ず安全管理室の責任者に連絡許可を受けてから行う。</p> <p>(iii) 汚染区域から出る場合はまず手、顔などを洗った後、更衣を行い、この区域より出る場合には体表面モニターでモニタする。</p> <p>(iv) 汚染区域より持出す物品は、表面線量率及び必ず表面汚染を検査し、規定値以下であることを確認し、安全管理室担当者の許可をうけるものとする。</p> <p>(v) 管理区域に持込む物品およびその使用には、規定を設ける。</p>	<p>本文九号のイの(3)管理区域内の管理に記載があり、これに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(発電所外への運搬) 第37条 各マネージャーは、核燃料物質によって汚染された物（第21条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2. 各マネージャーは、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3. 各マネージャーは、運搬前に次の事項を確認する。 <u>(1)法令に適合する容器に封入されていること</u> <u>(2)法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u> <u>(3)L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</u> <u>(4)A型輸送物若しくはB型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること</u></p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (4) 固体廃棄物処理 (ii) 保管管理 使用済燃料グラファイトスリーブは粉碎後、移送管若しくは移送容器で運搬し、貯蔵庫若しくはバンカに貯蔵保管するか、又は貯蔵保管し放射能を減衰させた後、不燃性の雑固体廃棄物として処理する。 使用済燃料スプリッタは燃料棒から取り出した後、圧縮により減容し、移送容器で運搬し、貯蔵庫若しくはバンカに貯蔵保管する。 液体廃棄物の処理の結果発生した使用済砂及び樹脂は液体廃棄物処理設備のスラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか、又はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、セメント混練固化装置（東海第二発電所と共用）でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。蒸発器から発生した固体廃棄物は蒸発器廃棄物バンカに貯蔵した後、ドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又はセメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。また、蒸発固化装置から発生した固体廃棄物はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又はセメント混練固化装置でドラム缶内に詰めて貯蔵するか、又はセメント混練固化装置でドラム缶内に固化剤（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。 雑固体廃棄物のうち可燃性の雑固体廃棄物は、圧縮減容し、ドラム缶等に詰める等、放射性物質が飛散しないような措置を講じて貯蔵保管するか、雑固体廃棄物焼却設備（東海第二発電所と共用）で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。 各種フィルタエレメントを含む不燃性の雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処理設備（東海第二発電所と共用）で溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。 上記の固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、固体廃棄物貯蔵庫（東海第二発電所と共用）又は固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリア（東海第二発電所と共用）にと増保管し、焼却や溶融・焼却を行わずにドラム缶等に</p>	<p>本文九号のロの(4)固体廃棄物処理に記載があり、これに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>詰めた雑固体廃棄物については、ドラム貯蔵庫にも貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。ただし、廃棄体搬出作業エリアには、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、貯蔵保管する。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第7章 施設管理 （施設管理計画） 第40条 （施設管理計画） 第40条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」（以下「<u>技術基準規則</u>」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。</p> <p>1. <u>施設管理の実施方針及び施設管理目標</u> (1) <u>社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、10.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（5.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</u> (2) <u>組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、10.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（5.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p>2. <u>保全プログラムの策定</u> <u>組織は、1.の施設管理目標を達成するため3.より9.からなる保全プログラムを策定する。また、10.の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（5.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</u></p> <p>3. <u>保全対象範囲の策定</u> <u>組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</u> (1) <u>廃止措置計画で定める性能維持施設</u> (2) <u>その他自ら定める設備</u></p> <p>4. <u>施設管理重要度の設定</u> <u>組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）</u></p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (i) 個別業務に必要なプロセスの計画 a. 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 b. 組織は、a.の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 c. 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 (c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 (d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） (e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 d. 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。 (v) 個別業務の管理 a. 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。 (a) 発電用原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること (b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること</p>	<p>本文十一号において、個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>を設定し、この重要度に応じて施設管理を行う。 <u>また、設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間の進捗状況を考慮し保全重要度と同等とする。</u></p> <p>5. 保全計画の策定</p> <p>(1)組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a)点検計画（5.1 参照） b)設計及び工事の計画（5.2 参照） c)特別な保全計画（5.3 参照）</p> <p>(2)組織は、保全計画の策定に当たって、4. の施設管理重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、9. の保全の有効性評価の結果を踏まえて保全計画の見直しを行う。</p> <p>a)運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b)使用環境及び設置環境 c)劣化、故障モード d)機器の構造等の設計的知見 e)科学的知見</p> <p>(3)組織は、保全の実施段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>5. 1 点検計画の策定</p> <p>組織は、構築物、系統又は機器ごとに、計画的に実施する保全の内容及び実施時期を予め定めた点検計画を策定する。なお、保全方式は次に示す中から1つ以上選択する。</p> <p>(1)予防保全</p> <p>a)時間基準保全 b)状態基準保全</p> <p>(2)事後保全</p> <p>なお、予防保全を実施する場合には、当該構築物、系統又は機器が所定の機能を発揮しうることを合理的に確認することができる内容とする。この際、以下を考慮する。</p> <p>a)適用法令、適用規定及び適用規格 b)運転成績や故障実績、トラブル経験などの運転実績 c)使用環境や設置環境</p>	<p>(c)当該個別業務に見合う設備を使用していること (d)監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること (e) (8), (ii), c. に基づき監視測定を実施していること (f)品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること</p> <p>b. 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(a)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(b)組織は、(a)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(a)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(c)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(d)組織は、(a)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>(d-1)当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 (d-2)妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 (d-3)妥当性確認の方法</p> <p>c. 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(a)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(b)組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>d)劣化・故障モード e)機器の構造等の設計的知見 f)各種科学的知見 (3)組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{※1}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a)事業者検査の具体的方法 b)所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c)事業者検査の実施時期</p> <p>※1：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第40条の4（使用前事業者検査の実施）による使用前事業者検査及び第40条の5（定期事業者検査の実施）による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>5. 2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1)組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p> <p>(2)組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3)組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a)事業者検査及び試験等の具体的方法 b)所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準 c)事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>5. 3 特別な保全計画</p> <p>組織は、事故復旧及び災害復旧等、計画外の保全を実施する場合は、その都度、保全計画を定める。</p>	<p>記録を管理する。</p> <p>d. 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>e. 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>6. 保全の実施</p> <p>(1)組織は、5. で定めた保全計画に従って保全を実施する。 なお、電気・制御グループマネージャー又は機械グループマネージャーは、技術センターの各マネージャーに保全の業務の範囲を指定して、その業務を実施させることができる。技術センターの各マネージャーは、プロセスの要求事項、要領及び結果について、電気・制御グループマネージャー又は機械グループマネージャーに通知する。</p> <p>(2)組織は、保全の実施に当たって、第40条の2の設計管理及び第40条の3の作業管理を実施する。</p> <p>(3)組織は、保全の結果について記録する。</p> <p>7. 保全の結果の確認・評価</p> <p>7. 1 結果の確認・評価</p> <p>(1)組織は、保全プログラムに従い実施した保全の結果を基に、機器、設備が要求される機能を発揮しうることを確認・評価するため、確認・評価する事項、方法及び基準を定め、その機能が要求される時期までに確認・評価する。 技術センターの各マネージャーは6. の保全の実施に定める保全の結果を確認し、電気・制御グループマネージャー又は機械グループマネージャーに通知する。電気・制御グループマネージャー又は機械グループマネージャーは、通知を受けた結果を確認・評価する。</p> <p>(2)組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3)組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、その機能が要求される時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>7. 2 保全の結果の確認・評価を実施する者及びこれを承認する者の力量</p> <p>第4条（品質マネジメントシステム計画）の6.2（要員の力量の確保及び教育訓練）に基づき、保全担当室長は保全の結果の確認・評価を実施する者の、技術センター長は保全の結果の確認を実施する者の、また所長は保全の結果を承認する者の力量を定め、各々これを満たす者を従事させる。</p>		

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>8. <u>不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u></p> <p>(1) <u>組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a) 及び b) に至った場合には、不適合管理を行った上で是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u></p> <p>b) <u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p>(2) <u>組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(3) <u>組織は、(1) 及び (2) の活動を第 4 条に基づき実施する。</u></p> <p>(4) <u>技術センターの各マネージャーによる是正処置</u> 技術センターの各マネージャーは、業務プロセスにかかる不適合が発生した場合、<u>保修室の関係するマネージャーに通知し、保修室の関係するマネージャーと協議の上、是正処置を実施する。</u></p> <p>9. <u>保全の有効性評価</u> <u>組織は、保全の有効性を評価し、評価結果に基づき、必要に応じてこれを改善する。なお、評価にあたっては、運転経験、経年劣化傾向、リスク情報などの各種科学的知見から、必要な事項を考慮する。</u></p> <p>10. <u>施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) <u>組織は、9. の保全の有効性評価の結果及び 1. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p>(2) <u>組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</u></p> <p>11. <u>構成管理</u> <u>組織は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <p>(1) <u>設計要件(第 4 条(品質マネジメントシステム計画) 7.2.1 に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のう</u></p>		

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>ち「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬ」という要件を含む第40条の2の設計管理で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2)施設構成情報（第4条（品質マネジメントシステム計画）4.2.1に示す文書のうち「構築物、系統及び機器がどのようなものか」示す図書、情報をいう。）</p> <p>(3)物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>12. 記録の採取及び保存</p> <p>12. 1 保全の結果の記録</p> <p>組織は、保全の結果の記録として、次の事項を定め、記録し保存する。また、組織は6.（保全の実施）に定める記録の採取を行う。</p> <p>(1) 実施年月日、実施者</p> <p>(2) 機器、設備が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事項</p> <p>(3) 定めたプロセスに基づき保全が実施されたことを確認・評価するために必要な事項</p> <p>(4) その他必要事項</p> <p>12. 2 保全の結果の確認・評価の記録</p> <p>組織は、保全の結果の確認・評価の記録として、次の事項を記録し保存する。</p> <p>(1) 確認・評価年月日、評価者</p> <p>(2) 機器、設備が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価した結果並びにその根拠</p> <p>(3) 定めたプロセスに基づき保全が実施されたことを確認・評価した結果並びにその根拠</p> <p>(4) 承認者</p> <p>(5) その他必要事項</p> <p>12. 3 是正処置の記録</p> <p>組織は、是正処置に関する記録として、次の事項を定め記録し保存する。</p> <p>(1) 不適合発生状況（発生時の状況、日時）</p> <p>(2) 是正処置年月日、是正処置者</p> <p>(3) 実施した是正処置の内容</p>		

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(4) 承認者 (5) その他必要事項</p> <p>12.4 保全の有効性評価の記録 組織は、実施した評価について、次の事項を記録し、保存する。</p> <p>(1) 評価年月日、評価者 (2) 保全の妥当性について評価した結果及びその根拠 (3) 保全を改善した内容 (4) 承認者 (5) その他必要事項</p>		

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(設計管理) <u>第40条の2</u> 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第4条 7.3 に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 技術基準規則の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項 3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第40条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (iii) 設計開発 b. 設計開発に用いる情報 (a) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 (a-1) 機能及び性能に係る要求事項 (a-2) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの (a-3) 関係法令</p>	<p>本文十一号において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(作業管理) 第40条の3 組織は、前条の設計に従い工事を実施する。 2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するために次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第5章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第6章に基づく放射線管理 3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第14条による巡視を定期的に行う。</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (i) 個別業務に必要なプロセスの計画 a. 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 b. 組織は、a. の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 c. 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 (c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 (d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） (e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 d. 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。 (v) 個別業務の管理 a. 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。 (a) 発電用原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること (b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること (c) 当該個別業務に見合う設備を使用しているこ</p>	<p>本文十一号において、個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>と</p> <p>(d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること</p> <p>(e) (8), (ii), c. に基づき監視測定を実施していること</p> <p>(f) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること</p> <p>b. 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(a) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(b) 組織は、(a)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(a)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(c) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(d) 組織は、(a)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>(d-1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>(d-2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>(d-3) 妥当性確認の方法</p> <p>c. 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(a) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(b) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>d. 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>e. 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（使用前事業者検査の実施）</u> 第40条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>(2) 検査要領書^{*2}を定める。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること b) 技術基準規則に適合するものであること</p> <p>(4) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>※2：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法、その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 b) 機能及び性能を確認するために十分な方法 c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</p> <p>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)a)及びb)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者 (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(8) 評価及び改善</p> <p>(ii) 監視及び測定</p> <p>d. 機器等の検査等</p> <p>(a) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(b) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(c) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(d) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>本文十一号において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>5. <u>検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</u></p> <p>6. <u>各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>7. <u>各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p>		

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（定期事業者検査の実施）</u> 第40条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>(2) 検査要領書^{※3}を定める。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>※3：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c) a)及びb)による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</p> <p>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(8) 評価及び改善</p> <p>(ii) 監視及び測定</p> <p>d. 機器等の検査等</p> <p>(a) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(b) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(c) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(d) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>本文十一号において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</u></p> <p>6. <u>各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1)検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2)検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>7. <u>各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p>		